

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

(1) 行動計画の期間

平成30年8月21日～平成31年9月30日(1年1か月間)

(2) 行動計画の内容

- 目標1 育児休業後に復帰しやすくするため、「育休復帰支援プラン」を策定する。
- 目標2 時間単位有給休暇の導入について検討する。
- 目標3 年次有給休暇の取得日数を、現行より10%増やす。

(3) 目標達成のための対策およびその実施時期

- 育児休業を予定している職員に対し、育休復帰支援プランに基づき、必要な支援を行う。具体的には、育児休業中、資料送付などによる情報提供とeラーニングによる教育訓練を復帰前まで実施する。
- 制度導入に向けたニーズや環境について社内アンケートなどを実施し、検討を進める。
- 年次有給休暇の計画付与制度や社内広報制度を活用し、年次有給休暇の取得日数の増加を図る。

平成30年8月14日
一般社団法人全国農業会議所